

農業エネルギーコスト削減促進事業補助金

R4.8.2 現在

農政部農業政策課

原油・原材料価格の高騰に直面する県内の農業関係事業者のエネルギーコストの削減を促進するため、省エネルギー設備の更新、再生可能エネルギー設備の新設等の経費を補助します

1 対象者

農業経営体（主たる業種が農業（菌床きのこ含む）・水産養殖業）、農業協同組合（漁業協同組合を含む）、土地改良区及び土地改良区連合、県域農業関係団体 等

2 補助対象設備

- **更新**が可能な設備
→空調・換気設備、照明設備（LED）、冷蔵・冷凍設備 等
- **新設**が可能な設備
→エネルギー管理設備、太陽光発電システム、木質バイオマスエネルギー利用設備

【県公式 HP】

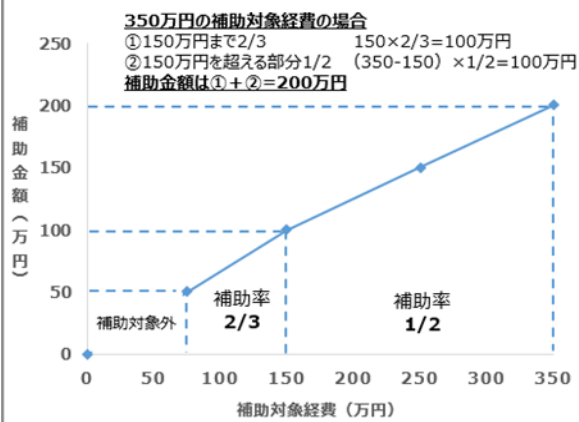


補助対象設備・経費の詳細は、補助金交付要綱等をご覧ください。

3 補助率・補助額

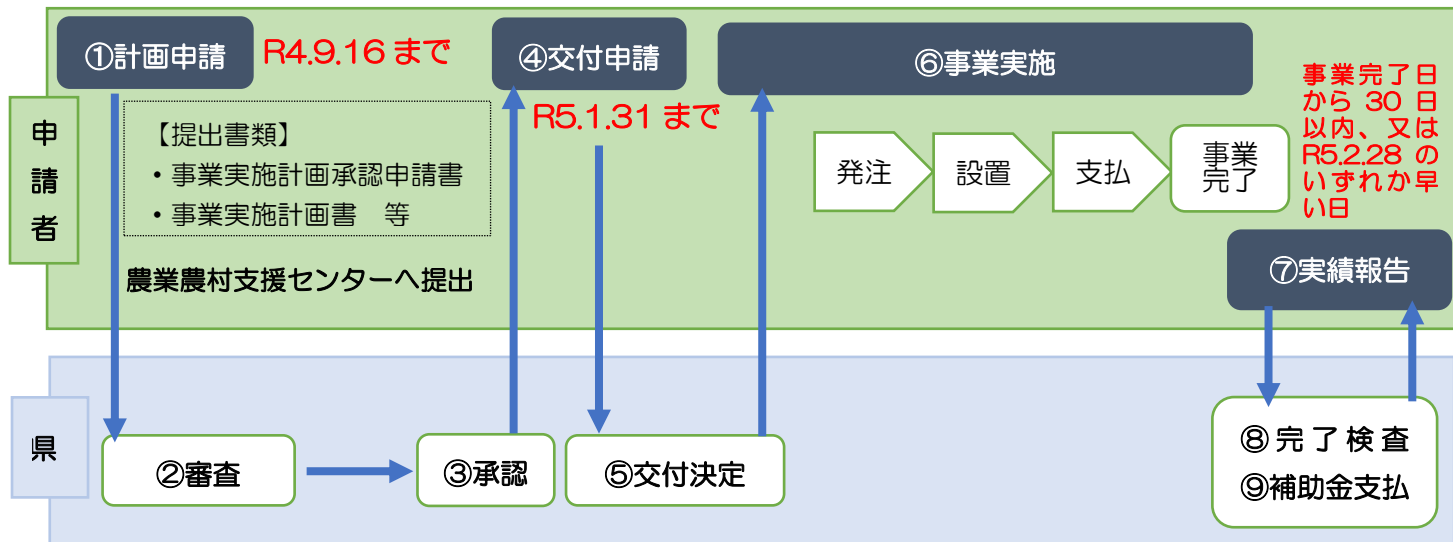
No.	補助対象設備の区分	補助率	補助額
1	太陽光発電システム（50kW未滿、全量売電を除く）	定額（出力 1kW 当たり 4 万円以内）	下限額 50 万円 上限額 500 万円
2	No. 1 以外の設備	【補助対象経費 150 万円以下の部分】 2/3 以内 【補助対象経費 150 万円を超える部分】 1/2 以内	

【イメージ（No.2 の場合）】



4 事業実施の流れ

補助を受けるためには、事前に計画承認、交付決定を受けることが必要です



5 主な注意事項

【申請について】

- ◆ 事業の申請にあたっては、9月16日までに農業農村支援センターにご提出ください。なお、9月17日以降の追加募集の有無については、予算の執行状況を踏まえて決定します。
- ◆ 長野県地球温暖化対策条例に規定する事業活動温暖化対策計画（従業員数21人以上の申請者）または、エネルギーコスト削減等計画書（従業員数21人未満の申請者及び事業活動温暖化対策計画を提出できないことについてやむを得ない理由があると認められた者）の提出が必要です。（交付要綱第7条）
- ◆ 契約にあたり競争入札に付しがたい場合でも、複数の業者からの見積りの徴取が必要です。（交付要綱第10条）

【補助対象について】

- ◆ 交付要綱で定める規格を満たさない設備への更新等を行う場合は、妥当性についての協議が必要です（交付要綱第5条、交付要綱様式第2の5号）。なお、協議結果によっては補助対象とならないことがあります。
- ◆ 事業所が店舗と住居を兼ねている場合、事業用として明確に区分できない場合は補助対象となりません。
- ◆ 国、県、市町村等からの他の補助がある場合は、本事業の補助対象となりません。
- ◆ 交付決定を受ける前に着手した場合は、補助対象となりません。やむを得ない理由により着手が必要な場合は、内示後（事業計画の承認後）に交付決定前事前着手届出書の提出が必要です。（交付要綱第14条）

【実績報告について】

- ◆ 事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の2月28日のいずれか早い日です。（交付要綱第18条）
※3月末日ではありません。

【その他】

- ◆ 予算額の上限に達した場合は、申請を受け付けられないことがあります。
- ◆ 中小企業法第2条第1項第1号から第4号で規定する中小企業者等に分類される「きのこ生産者」においては、事業内容によって中小企業エネルギーコスト削減助成金への申請をご案内することがあります。詳しくは問い合わせ窓口にご確認ください。
- ◆ 本注意事項に記載の内容に加え、HPに掲載している補助金交付要綱、申請要領及びQ&Aを十分に確認してください。

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/220726energy.html>



6 問い合わせ

主な事業所の所在地を所管する地域振興局農業農村支援センターにお問い合わせください

- ・佐久農業農村支援センター 0267-63-3144
- ・上田農業農村支援センター 0268-25-7125
- ・諏訪農業農村支援センター 0266-57-2912
- ・上伊那農業農村支援センター 0265-76-6812
- ・南信州農業農村支援センター 0265-53-0413
- ・木曾農業農村支援センター 0264-25-2220
- ・松本農業農村支援センター 0263-40-1915
- ・北アルプス農業農村支援センター 0261-23-6510
- ・長野農業農村支援センター 026-234-9512
- ・北信農業農村支援センター 0269-23-0210
- ・長野県農政部農業政策課 026-235-7213

事業実施が地域振興局管内を超え複数地域となる場合は、こちらにお問い合わせください